



消防法施行令の一部を改正する政令の概要 ～救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正～

救急企画室

1 改正の趣旨

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域等においては、救急業務の空白が生じつつあります。愛媛県西予市の一部の地域においては、救急隊を平日昼間しか配置できておらず、同市から、地方分権改革提案として、救急隊を救急隊員2人以上をもって編成し（現行では、救急隊員3人以上をもって編成することとされています。）、軽症患者を搬送したいとの要望がありました。

これに対し、過疎地域等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる旨の閣議決定（「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定））がなされました。

上記の閣議決定を受け、救急業務の空白地域の解消及び発生予防を目的として、過疎地域や離島における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするため、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第379号。以下「改正令」という。）を公布しました。

2 改正の概要

（1）准救急隊員を含む救急隊による救急業務の実施に関する事項

改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第44条第2項において、消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が、①から⑤の対象地域のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、救急自動車1台並びに救急隊員2人以上及び准救急隊員1人以上をもって編成することができることとしています。

ここで、「消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域」については、消防署の出張所の管轄区域等を別途消防庁告示で定めることとしています。

また、「①から⑤の対象地域」は、以下のとおりです。



過疎地域及び離島における改正前後の救急隊の編成



- ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
- ② 奄美群島開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域
- ③ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島の区域
- ④ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（いわゆる「全部過疎」、「みなし過疎」及び「一部過疎」）
- ⑤ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島の区域

また、「市町村が当該管轄区域内において発生する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項」については、実施地域、実施時間帯等を別途総務省令で定めることとしています。

（2）准救急隊員に関する事項

令第44条第6項において、准救急隊員は、①、②のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員）に限る。）をもって充てなければならないこととしています。

ここで、「①、②」は、以下のとおりです。

- ① 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
 - ② 救急業務に関し①に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者
- ①については、「救急業務及び救急医学の基礎」、「応急処置の総論」等の課目及び92時間以上の講習を、②については、医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科修了者（救急隊員OB）を別途総務省令で定めることとしています。

また、改正令による改正後の地方公務員災害補償法（昭和42年第274号）第46条において、特殊公務に従事する職員の特例について、准救急隊員についても、その対象としています。

また、別途救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）を改正し、准救急隊員について、表情や顔色を見る、傷病者の言動を観察する、出血の部位、血液の色及び出血の量を調べる等の観察等を行い、その結果に基づき、口腔内の清拭による気道確保、呼吸吹き込み法による人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ等の応急処置等を行うものと定めることとしています。なお、これらの応急処置等は、救急隊員が行う応急処置等のうち、心電図及び心電図伝送装置を使用した心電図伝送等、鉗子又は吸引器による咽頭及び声門上部の異物の除去、酸素吸入器による酸素吸入の単独実施等の危険性の高いものを除いたものとするとしています。

3 その他

改正令は、平成29年4月1日から施行します。

本制度の実施の検討に当たっては、近年の人口減少、厳しい財政状況等により、平日の夜間は救急隊を配置できないなどの救急業務の空白地域を解消し、発生を予防するためのものであることに留意していただきたい。

問合わせ先

消防庁救急企画室 谷口
TEL: 03-5253-7529